株式会社ガス検中部	静岡県静岡市駿河区中村町四百三十九番地の一	静岡事業所	静岡県静岡市駿河区中村町四百三十九番地の一	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同条第三項及び第十七条第四項から第七項までにより検査を行う指定	神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県	令和八年四月二十日
		春日井事業所	愛知県春日井市十三塚町五番十五	一般高圧ガス保安規則第八条第四項において準用する同条第三項及び第十七条第四項から第七項までにより検査を行う指定		

				アンモニア、メタン、エチレン、水素、ブタン、プロパン、プロピレン、天然ガスに係る製造施設（製造施設（液化天然ガスであるものを除く。）の保安検査を行う者としての指定		

○経済産業省告示第八十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり指定完成検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	完成検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
日本酸素エンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号（みなとみらいグランドセントラルタワー）	本社　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号（みなとみらいグランドセントラルタワー） 東北支店　宮城県仙台市宮城野区扇町七丁目四番十六号 北関東支店　栃木県小山市大字横倉新田四百七十番地二十七 関東支店　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号（みなとみらいグランドセントラルタワー）	一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年商産業省令第十三号）第三十二条第三項において準用する同令第三十一条に規定する製造施設（顧客に自ら充塡をさせる圧縮水素スタンド施設を除く。）又は第一種貯蔵所の完成検査を行う者としての指定	全都道府県	令和八年四月六日